

平成 27 年 4 月 30 日

## キャッシュカード規定の改定について

西日本シティ銀行は、キャッシュカードの「解約、カードの利用停止等」にかかる経過期間を「1 ヶ月」に変更することに伴い、キャッシュカード規定を改定しますのでお知らせいたします。

### 1. 改定内容

#### (解約、カードの利用停止等 抜粋)

- (3)①発行したカードを当行所定の方法により送付したにもかかわらず、通常到達すべき時から1 ヶ月以上を経過しても、カードの受取がなかった場合には、当行はカードの利用をとりやめたものとみなし、カード契約を解約することができます。
- ②前号によりカード契約が解約された場合、自動機利用によるカード取引ならびに通帳による預金の払い戻しができなくなりますのでご注意ください。再度、自動機をご利用される場合には、新規にカード契約の申込が必要となります。

### 2. 改定する規定

- 西日本シティキャッシュカード規定（改定）
- 西日本シティ I C キャッシュカード規定（改定）
- 法人 I C キャッシュカード規定（追加改定）

### 3. 実施日

平成 27 年 5 月 1 日

以 上